

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

消防整備基本計画 第四次計画

KASHIWAZAKI FIRE DEPARTMENT BASIC PLAN



柏崎市消防本部・消防署

目 次

第1章

1	計画策定にあたって	1
2	計画期間と計画策定の基本方向	2
(1)	計画期間	
(2)	計画策定の基本方向	
3	施策体系の分類と個別施策	3
4	第三次計画の目標指標に対する達成状況	4

第2章

1	基本方向Ⅰ 火災予防対策	
(1)	施策体系1 防火対策の推進	5
	個別施策1-1 住宅防火対策の推進	
	個別施策1-2 防火対象物の火災予防対策推進	
	個別施策1-3 予防業務体制の強化	
(2)	施策体系2 危険物等事故防止対策の推進	7
	個別施策2-1 危険物施設における安全対策の充実	
	個別施策2-2 産業保安施設における安全対策の充実	
2	基本方向Ⅱ 消防力の充実・強化	
(1)	施策体系3 消防組織の充実	9
	個別施策3-1 職員の採用・任用	
	個別施策3-2 人材育成の推進	
	個別施策3-3 職員の柔軟な働き方の推進	
(2)	施策体系4 消防施設等の整備	11
	個別施策4-1 消防庁舎等の整備	
	個別施策4-2 消防車両・資機材の整備	
	個別施策4-3 消防水利の整備	
(3)	施策体系5 現場活動体制の強化	13
	個別施策5-1 警防活動体制の充実強化	
	個別施策5-2 救急活動体制の充実強化	
(4)	施策体系6 地域防災力の充実強化	15
	個別施策6-1 消防団員の確保	
	個別施策6-2 消防団員の教育・訓練	
	個別施策6-3 消防団施設・装備の整備	
3	基本方向Ⅲ 原子力・大規模災害への対応	
(1)	施策体系7 原子力災害対応体制の充実	17
	個別施策7-1 原子力災害対応体制の整備	
	個別施策7-2 原子力防護資機材の整備	
(2)	施策体系8 大規模災害対応体制の充実	19
	個別施策8-1 広域応援・受援体制の強化	
	個別施策8-2 関係機関との連携強化	

1 計画策定にあたって

当消防本部では、安全で安心なまちづくりの推進を目的に、これまで第一次から第三次までの計画に基づき消防力の整備を進めてまいりました。

第三次計画では、防火啓発や住宅用火災警報器の普及に取り組みましたが、地域差もあり十分な成果には至りませんでした。今後は、維持管理を含め、より効果的な防火対策と水素ガス製造施設などの新たな事業所の事故防止が必要となります。また、消防力については、人材育成を進めたことで現場対応力や専門性の向上、消防団員確保に一定の成果がありました。引き続き、研修・訓練を充実させ、組織力の強化を図ります。さらに、原子力・大規模災害では、連携訓練の継続により体制維持に成果がありました。今後は、訓練計画と内部体制を見直し、より実効性の高い訓練体制の確立を目指します。

全国的な傾向と同様に、本市でも高齢化の進行や猛暑の影響等で、主に急病による救急搬送が増加しています。また、火災による高齢者被害の増加、消防団員の減少、施設や消防車両・資機材等の老朽化への対応、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の維持管理など、様々な課題を抱えています。

これらを踏まえ、令和8（2026）年度からの4年間を計画期間とする「消防整備基本計画第四次計画」を策定しました。

本計画では、「火災予防対策」、「消防力の充実・強化」、「原子力・大規模災害への対応」の3つを基本方向として、安全で安心な地域社会の実現を目指してまいります。



2 計画期間と計画策定の基本方向

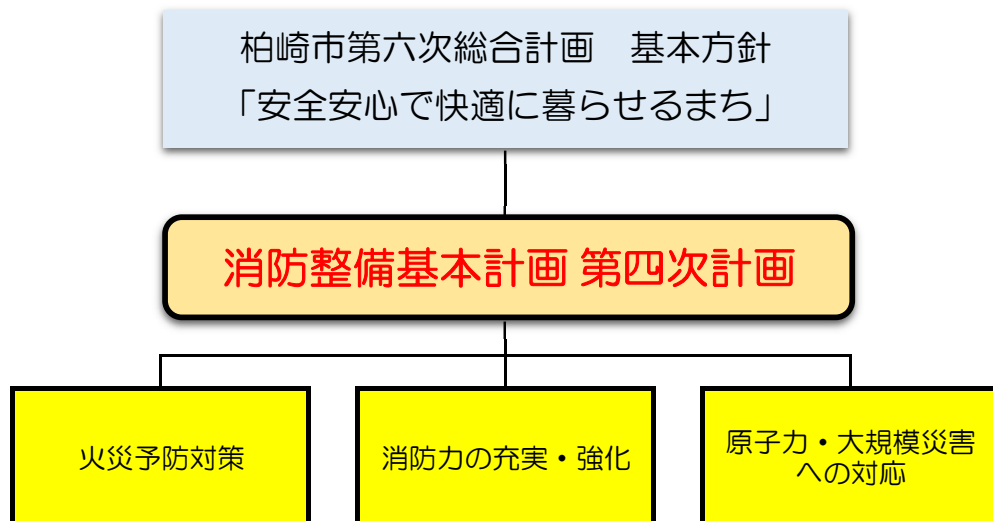
(1) 計画期間

第四次計画は、市総合計画の前期基本計画に合わせ、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の4年間を計画期間とします。

区分	年度																
	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
柏崎市総合計画	第五次総合計画基本構想									第六次総合計画基本構想							
	前期基本計画					後期基本計画				前期基本計画				後期基本計画			
										↕							
	第二次計画			第三次計画				第四次計画									
消防整備基本計画	第二次計画			第三次計画				第四次計画									

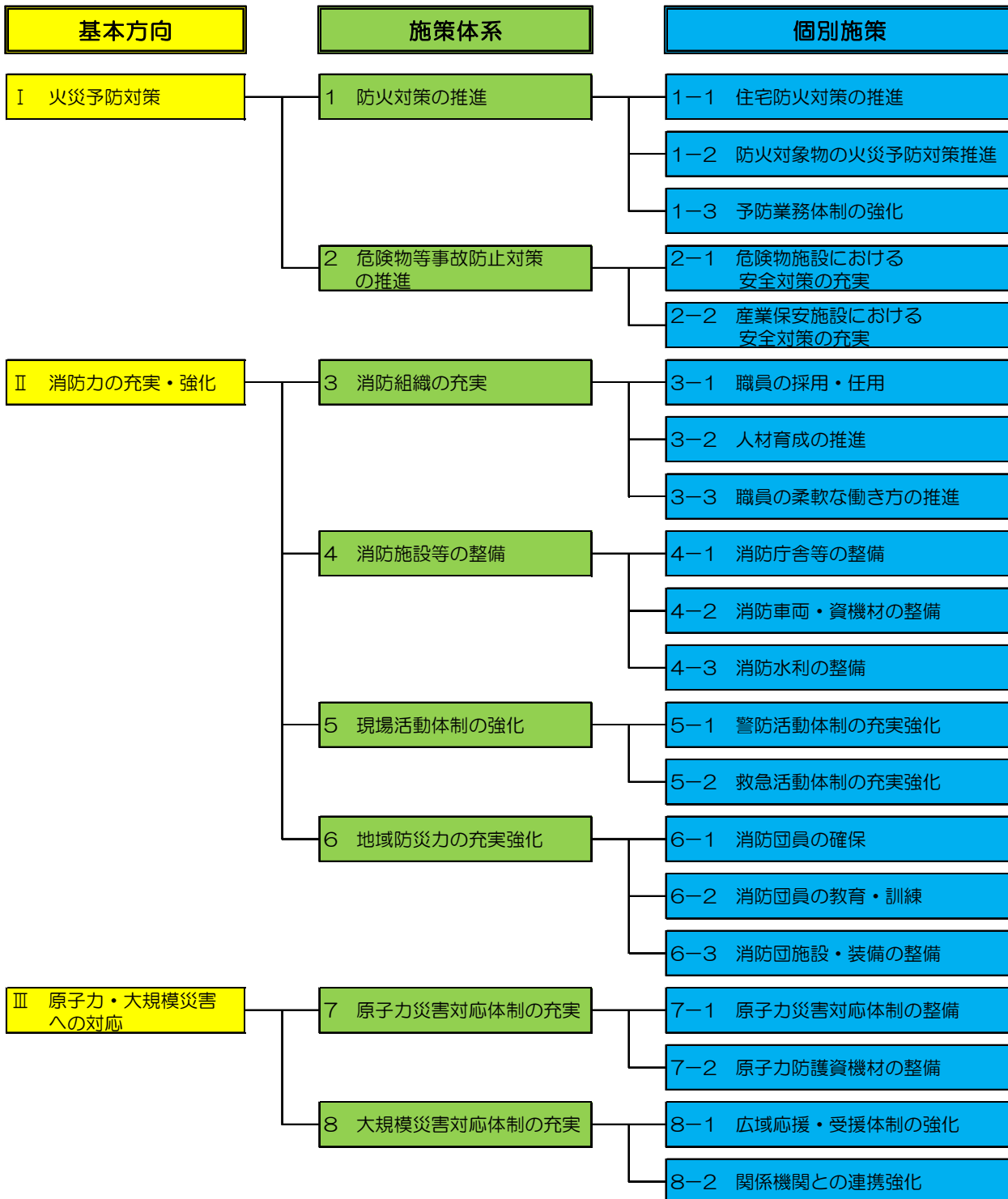
(2) 計画策定の基本方向

市総合計画の基本方針「めざすまち」に掲げられた、「安全安心で快適に暮らせるまち」の主要施策である「地域防災力・消防力の充実」を実現するため、本計画では「火災予防対策」、「消防力の充実・強化」、「原子力・大規模災害への対応」の3つを基本方向とします。



3 施策体系の分類と個別施策

基本方向に基づき、8つの「施策体系」とそれらに対する20の「個別施策」を展開し、計画を進めます。



4 第三次計画の目標指標に対する達成状況

基本方向	施策体系	指標項目	目標値	実績値
Ⅰ 火災予防対策	防火対策の推進	くらしの防火セミナー開催数	20回	14回
		消防用設備等点検結果報告率	55%	60.6%
	危険物等事故防止対策の推進	地下タンク油流出防止対策実施率	91.9%	98.2%
Ⅱ 消防力の充実・強化	消防組織の充実	柏崎市消防本部人材育成方針に基づく訓練・研修	15回	15回
	消防施設等の整備	消火栓	1,784基	1,777基
		防火水槽	207基	208基
	現場活動体制の強化	無人航空機ドローン操縦者数	30人	27人
		CBRNE災害等に対する訓練	2回	2回
		指導救命士による事後検証会	4回	2回
	地域防災力の充実強化	人口千人当たりの消防団員数	17.0人	17.1人
消防署との連携訓練		2回	2回	
Ⅲ 原子力・大規模災害への対応	原子力災害体制の充実	警防調査	4回	4回
		自衛消防隊への訓練指導及び合同訓練	4回	4回
		原子力発電所への立入検査	20回	20回
	大規模災害体制の充実	消防災害対策本部運営訓練等の大規模災害対応訓練	6回	8回



基本方向 I

火災予防対策

住宅防火対策は、高齢者を中心とした被害低減を図るため、効果的な火災予防啓発を推進するとともに、福祉施設などの防火対象物や危険物施設等における防火体制と自主保安体制の徹底を図り、火災の未然防止と被害の軽減に努めます。

施策体系 1

防火対策の推進

現 況

住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過し、取替え時期を迎える機器の増加が見込まれます。警報器の取り外し等が懸念されることから、適切な維持管理と点検の重要性について、周知・広報の強化が必要です。

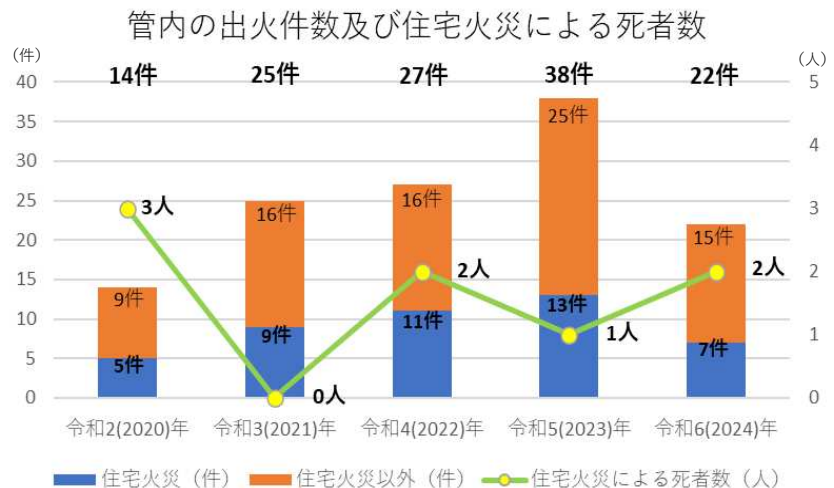
また、リチウムイオン電池による電気火災や林野・枯草火災の防止対策を推進するとともに、地震時の出火防止に有効な感震ブレーカーの普及に取り組む必要があります。

さらに、防火対象物の多様化や社会福祉施設の増加と老朽化する建物が多く存在する現状において、防火安全対策の徹底が一層求められています。

予防査察、消防用設備等の検査、火災調査など、予防業務の複雑化に対応できる職員の育成が重要です。

課 題

- 効果的な住宅防火対策
- 防火対象物の火災予防対策
- 予防業務体制の見直し
- 専門知識を有する職員の養成
- 火災原因調査体制の充実強化



(注) 死者数は放火自殺者を除く

個別施策

1-1 住宅防火対策の推進

- 住宅用火災警報器の適切な維持管理推進
- 電気火災及び林野・枯草火災の予防対策推進
- 感震ブレーカーの普及啓発
- 各種イベントや多様な広報媒体を活用した防火啓発
- くらしの防火セミナーの開催

1-2 防火対象物の火災予防対策推進

- 査察計画に基づく効果的な立入検査の実施
- 実効性の高い消防訓練や実態に即した防火管理体制の構築
- 消防用設備等点検及び防火対象物定期点検の実施促進
- 消防同意事務電子化の検討

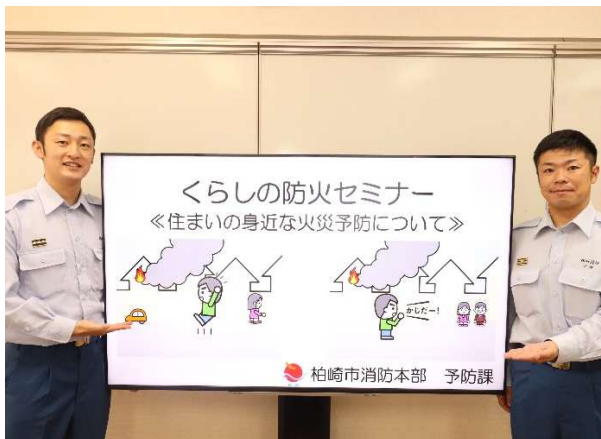
1-3 予防業務体制の強化

- 署所における予防業務担当職員の育成
- 予防業務研修の充実強化
- 火災調査マニュアル更新
- 消防大学校等における専門知識を有する職員の養成

目標指標

施策	指標名	現状値	目標値 (R11)
1-1	住宅用火災警報器点検実施率 ※	32.8%	50.0%
1-1	くらしの防火セミナーの開催	14回/年	20回/年
1-3	予防業務研修	2回/年	4回/年

※ 半年以内に点検を実施した世帯数



〈くらしの防火セミナー〉



〈火災調査研修〉

現 況

危険物施設での事故は、危険物の性質、作業手順等に関する知識不足や施設の老朽化が主な要因となっています。このため、施設・設備の適切な維持管理や自主保安体制の強化、更に自然災害時の事故防止対策について、事業所への指導・働きかけを継続する必要があります。

また、産業保安施設ではカーボンニュートラルの実現に向け、水素ガス製造設備など新たな設備が設置されていることから、事業所指導や許認可業務の複雑化に対応するため、専門知識を有する職員の育成が重要です。

課 題

- 事業所における事故防止対策
- 施設及び設備の経年劣化に対する維持管理
- 専門知識を有する職員の養成



〈高圧ガス施設の立入検査〉



〈危険物施設の立入検査〉

個別施策

2-1 危険物施設における安全対策の充実

- 事業所の自主保安体制の強化
- 地下貯蔵タンクに対する流出防止対策の指導強化
- 危険物施設への計画的な立入検査
- 消防大学校等における専門知識を有する職員の養成

2-2 産業保安施設における安全対策の充実

- 事業所の自主保安体制の強化
- ガイドラインに基づく自然災害対策の指導強化
- 産業保安施設への計画的な立入検査
- 経済産業省における研修（高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法）

目標指標

施策	指標名	現状値	目標値 (R11)
2-1	地下タンク油流出防止対策実施率 ※	98.2%	98.6%

※ 地盤面下に直接埋設された地下貯蔵タンクのコーティング等の措置

危険物安全週間
柏崎市消防本部

〈危険物安全週間広報（毎年6月第2週）〉

**高圧ガス
保安活動促進週間**
柏崎市消防本部

〈高圧ガス保安活動促進週間広報（毎年10月23日～29日）〉

**LPガス
消費者保安月間**
柏崎市消防本部

〈LPガス消費者保安月間広報（毎年10月）〉

基本方向Ⅱ

消防力の充実・強化

職員の能力向上と資源の有効活用に努め、将来需要を見据えた施設整備と複雑多様化・大規模化する災害に迅速・的確に対応できる消防活動体制の確立を図ります。

また、地域防災力の中核を担う消防団員の確保、教育訓練及び団員装備等の充実強化に努めます。

施策体系 3

消防組織の充実

現 況

近年、多発する自然災害や救急需要の増大により、消防業務は高度化・多様化しており、人材の確保と計画的な育成が不可欠となっています。

一方で、ベテラン職員の退職に伴う年齢構成の偏りが進む中、女性消防職員の活躍促進や働き方改革、メンタルヘルス対策など、職員の勤務環境に関する課題も顕在化しています。

職員の教育訓練については、教育機関への派遣のほか、地域特性を踏まえた関係機関との合同訓練を計画的に実施し、実践的な能力向上を図っています。

課 題

- 多様なスキルや経験を有する人材の確保
- 指導者の育成や技術継承体制の強化
- 時間外勤務の縮減及び効率的な業務の遂行
- 働き続けられる柔軟な勤務体制の整備
- メンタルヘルス支援体制の一層の充実



〈女性消防吏員PR、ハラスメント等対策ポスター（総務省消防庁）〉

個別施策

3-1 職員の採用・任用

- ・「柏崎市定員管理計画」に基づく職員採用
- ・採用広報（戦略的広報）の積極的実施
- ・定年延長を踏まえた勤務体制の検討

3-2 人材育成の推進

- ・階層別による研修体制の拡充
- ・指導体制の充実、強化
- ・消防大学校等における専門知識を有する職員の養成
- ・専門資格の取得推進

3-3 職員の柔軟な働き方の推進

- ・オンラインを活用した研修体制の充実
- ・ワークライフバランスの充実
- ・ストレスチェックの継続実施とメンタルヘルス対策の強化
- ・ハラスメント防止対策の強化

目標指標

施策	指標名	現状値	目標値（R11）
3-2	柏崎市消防本部人材育成方針に基づく訓練・研修	15回/年	15回/年
3-3	男性消防職員の育児休業取得率	27.3%	50%



〈消防職員メンタルヘルス研修〉



〈人材育成研修〉

現 況

消防本部では、空調入替工事や高機能消防指令センターの部分更新など段階的な整備を進め、防災拠点としての機能確保と適切な維持管理に努めてきました。

令和7（2025）年度には、本署及び西山分遣所に女性仮眠室等の女性専用施設を拡充しました。

また、指令業務の共同運用については、令和16（2034）年度から全県一区での共同運用を目指す方向性が示されました。消防救急デジタル無線設備は、整備から10年以上が経過し部品調達が困難となっていることから、通信機能の確保と維持管理が必要となります。

あわせて、消防車両と資機材の更新検討及び消防水利の適切な維持管理に努める必要があります。

課 題

- ・防災拠点機能維持のための庁舎整備
- ・高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備の維持管理
- ・指令業務の共同運用に向けた検討
- ・消防車両及び資機材の計画的な更新
- ・消防水利の維持管理



〈消防本部・消防署庁舎〉

個別施策

4-1 消防庁舎等の整備

- ・ 消防庁舎の自家発電設備の更新
- ・ 消防救急デジタル無線設備の更新
- ・ 高機能消防指令センターの維持管理
- ・ 指令業務の共同運用に向けた検討

4-2 消防車両・資機材の整備

- ・ はしご自動車の更新
- ・ 消防ポンプ自動車の更新
- ・ 水難救助車及び救命ボートの更新
- ・ 救急自動車及び救急資機材の更新
- ・ 陽圧防護服等救助資機材の更新

4-3 消防水利の整備

- ・ 消火栓の維持管理
- ・ 防火水槽の維持管理
- ・ 老朽化した防火水槽の計画的な廃止
- ・ 水利標識の整備
- ・ 水道施設のダウンサイジング等に係る関係部局との協議

目標指標

施策	指標名	現状値	目標値 (R11)
4-3	防火水槽 (100m ³)	13基	14基



〈高機能消防指令センター〉



〈防火水槽新設工事検査の現地立会い〉

現 況

令和6（2024）年度には、各種活動計画を見直し、安全を最優先とした警防活動体制の強化を図りました。職員の若年齢化に伴う現場対応力の低下が懸念されることから、教育・訓練の充実に努めています。

令和6（2024）年1月能登半島地震や令和7（2025）年2月大船渡市林野火災など、大規模災害の発生を踏まえ、映像共有システムやドローンを活用した情報共有体制を強化しました。

また、現場対応力の向上に向けて、専門知識・技術を有する消防隊員の育成を継続するとともに、増加する救急需要への対応と併せ、救急救命処置の正確性と迅速性の確保に努めています。

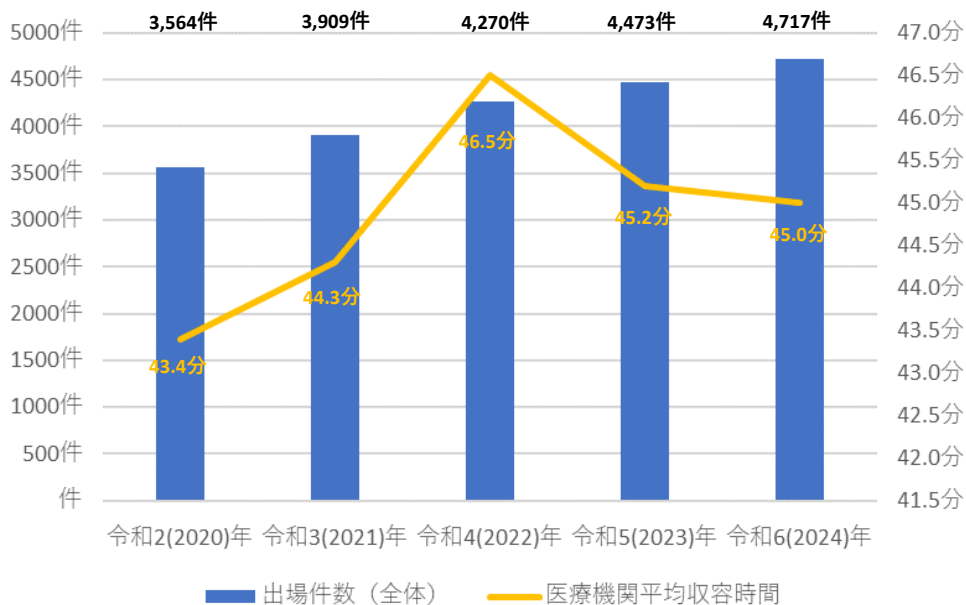
課 題

- ・職員の若年齢化に伴う警防活動体制の強化
- ・各種災害に応じた資機材整備
- ・専門知識を有する職員の育成
- ・ドローンや映像共有システムを活用した情報収集・共有体制の定着
- ・救急出場件数の増加による救急隊員の業務負担



〈無人航空機ドローン〉

救急出場件数と医療機関平均收容時間



個別施策

5-1 警防活動体制の充実強化

- 各種災害に応じた訓練及び研修の充実強化
- 総務省消防庁通知等に伴う各種活動計画の見直し
- 総務省消防庁映像共有システムを用いた情報共有体制の定着
- ドローン操縦者育成強化
- 災害に応じた資機材整備
- 消防大学校等における専門知識を有する職員の養成

5-2 救急活動体制の充実強化

- 救急活動に係る訓練及び研修の充実強化
- 救急隊員の労務管理の推進
- 救急需要の動向分析や市民ニーズの把握
- マイナ救急の導入による正確な医療情報収集及び的確な医療機関選定
- 電動ストレッチャー等の資機材整備
- 専門知識を有する職員の養成

目標指標

施策	指標名	現状値	目標値（R11）
5-1	ドローン操縦者総数	27人	35人
5-2	運用救急救命士及び指導救命士の総数	30人（4人）	36人（6人）

（注）（ ）は指導救命士数



〈救急活動訓練〉



〈山岳救助訓練〉

現況

少子高齢化や若年層の市外流出により、新入団員の確保が難しく、消防団員数は減少傾向にあります。また、既存団員の高齢化も進み、活動の担い手不足が顕著となっています。

一方で、女性消防団員の加入や学生消防隊の活動が進み、若年層の防災意識の向上と団員確保に取り組んでいます。

教育・訓練については、消防団事業計画に基づき、消防署との大規模災害想定訓練や実技研修などを実施し、災害対応力の向上を図っています。

また、車両及び資機材の整備を段階的に進めるとともに、積載車車庫、器具置場等の施設点検を実施し、防災機能の維持に努めています。

課題

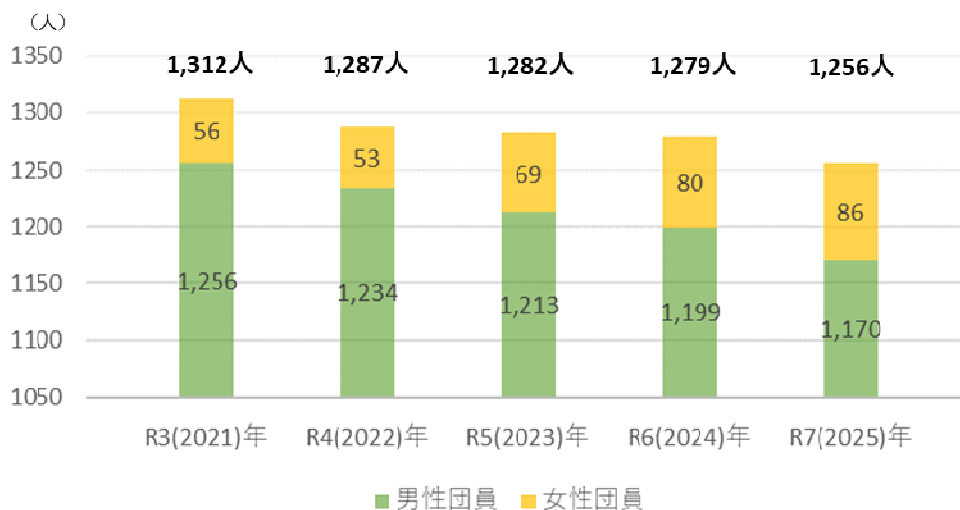
- ・消防団員の確保
- ・消防団組織の再編
- ・専門機関による教育訓練
- ・防災関係機関や自主防災組織との顔の見える関係の構築
- ・車両及び資機材の計画的な更新、並びに団員の装備品の拡充



〈小型動力ポンプ付積載車〉

令和7（2025）年4月1日現在

柏崎市消防団員数



個別施策

6-1 消防団員の確保

- ・組織編成の見直しと働き方改革による団員の負担軽減
- ・女性消防団員の活動環境の拡充
- ・若年層の防災意識の醸成
- ・地域イベントを活用した広報展開
- ・各町内会への消防団加入説明の実施

6-2 消防団員の教育・訓練

- ・消防学校消防団員教育訓練課程への入校
- ・応急手当普及員資格の取得
- ・消防署との大規模災害想定訓練や実技研修の実施
- ・防災関係機関や自主防災組織との合同訓練の実施

6-3 消防団施設・装備の整備

- ・背負式簡易消火用具の更新
- ・小型動力ポンプ付積載車（軽車両）の更新
- ・携帯無線機等の通信資機材の更新
- ・救命胴衣の整備
- ・防火防護服の更新及びヘッドライトの整備

目標指標

施策	指標名	現状値	目標値（R11）
6-1	人口千人当たりの消防団員数	17.1人	17.5人
6-3	救命胴衣配備率	73.9%	100%



〈文化財防火デーにおける消防署との連携訓練〉



〈女性消防団員による広報活動〉

基本方向Ⅲ

原子力・大規模災害への対応

原子力発電所における災害発生時の円滑な対応と被害の最小化を図るため、関係機関との連携及び情報共有体制を強化し、災害活動体制の充実に努めています。また、引き続き大規模災害に備えて災害対応力の向上を図ります。

施策体系 7

原子力災害対応体制の充実

現況

柏崎刈羽原子力発電所において、構内での警防調査及び消防活動訓練等を継続的に行い、災害対応能力の向上を図っています。また、原子力規制事務所と連携した立入検査及び消防活動訓練の指導を行うとともに、防火安全対策連絡会を開催し、原子力発電所における火災防護体制の強化に努めています。

原子力災害時の全面緊急事態においては、屋内退避中の消防活動のあり方等を関係機関と協議、活動方針を共有しています。また、令和7（2025）年度の新潟県原子力防災訓練では、屋内退避中の救急要請を想定した救急搬送訓練に参加しています。

原子力災害時に活動する消防職員及び消防団員の安全を確保するため、各種原子力防護資機材を整備しています。

課題

- 原子力災害時の災害活動体制の強化
- 柏崎刈羽原子力発電所における火災防護体制の強化



【原子力資機材（県貸与）保有状況】

令和7（2025）年4月1日現在

防護服	放射線防護服		20着
	簡易化学防護服（タイベック）		3987着
	アノラック（上下）		405着
呼吸保護具	空気呼吸器		37器
	空気ボンベ		49本
	防護マスク（半面）		405個
放射線測定器	空間線量率測定器	電離箱式サーベイメータ	7台
		NaIシンチレーションサーベイメータ	1台
	表面汚染検査計	GM管式汚染サーベイメータ	12台
	個人用線量計	デジタル式ポケット線量計	405台
その他	原子力広報車、原子力防災資機材室、手袋、オーバーシューズ、防護長靴、携帯無線機、車載型無線機、トランシーバー、トランジスタメガホン、防護マスク吸収缶、汚染防護シート、除染シャワーテント		

〈原子力防護資機材（放射線防護服）〉

個別施策

7-1 原子力災害対応体制の整備

- 柏崎刈羽原子力発電所構内の警防調査
- 柏崎刈羽原子力発電所構内での事業者との合同消防活動訓練
- 専門的研修による職員の育成
- 柏崎刈羽原子力発電所構内の防火対象物及び危険物施設の立入検査
- 防火安全対策連絡会の定期開催

7-2 原子力防護資機材の整備

- 保有資機材の維持管理
- 原子力広報車更新

目標指標

施策	指標名	現状値	目標値 (R11)
7-1	原子力発電所施設での災害を想定した訓練	4回/年	8回/年
7-1	柏崎刈羽原子力発電所への立入検査	20回/年	20回/年



〈原子力防災消防職員研修〉



〈原子力施設における消防活動訓練〉

現 況

緊急消防援助隊として、令和6（2024）年1月能登半島地震、令和7（2025）年2月大船渡市林野火災に隊員を派遣し活動しています。引き続き広域応援の要請を受けた際は、遅滞なく隊の出場ができるように体制を整えます。

広域受援体制については、活動計画を見直し、大規模な応援隊を受け入れられる準備を進めています。

また、大規模災害時には、消防防災関係機関だけでは対応困難が想定されることから、民間企業等との災害支援協定を締結し、連携訓練を継続的に実施しています。

課 題

- ・大規模災害発生時における応援・受援体制の強化
- ・緊急消防援助隊資機材等の更新
- ・消防防災関係機関等との連携強化

【広域応援状況】

令和7（2025）年4月1日現在

年		災害名	派遣先
平成 7（1995）年 1月		阪神・淡路大震災	兵庫県神戸市
平成 8（1996）年12月	★	蒲原沢土石流災害	糸魚川市、長野県小谷村
平成16（2004）年 7月		新潟・福島豪雨	三条市、見附市、中之島町
平成16（2004）年10月		新潟県中越地震	長岡市、小千谷市、川口町
平成20（2008）年 6月	★	岩手・宮城内陸地震	岩手県一関市
平成23（2011）年 3月	★	東日本大震災	宮城県石巻市
平成23（2011）年 7月		新潟・福島豪雨	三条市
平成24（2012）年 5月		南魚沼市八箇峠トンネル内爆発事故	南魚沼市
平成27（2015）年 9月	★	関東・東北豪雨	茨城県常総市
平成28（2016）年12月		糸魚川市大規模火災	糸魚川市
平成30（2018）年 9月	●	北海道胆振地方中東部を震源とする地震	北海道札幌市、苫小牧市
令和 元（2019）年 6月	●	山形県沖地震	村上市
令和 元（2019）年10月	★	令和元年東日本台風（台風第21号）	長野県長野市
令和 6（2024）年 1月	★●	令和6年能登半島地震	石川県能登町
令和 7（2025）年 2月	★	大船渡市林野火災	岩手県大船渡市

（注）★は「緊急消防援助隊」、●は「DMAT（災害派遣医療チーム）支援隊」として派遣

【受援状況】

年	災害名	受援
平成19（2007）年 7月	新潟県中越沖地震	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県広域消防相互応援協定に基づく受援：県内18消防本部 ・緊急消防援助隊航空隊：11隊

個別施策

8-1 広域応援・受援体制の強化

- ・ 組織的な応援・受援訓練の実施
- ・ 緊急消防援助隊資機材整備

8-2 関係機関との連携強化

- ・ 協定締結機関との連携訓練の実施
- ・ 新潟県消防防災航空隊、海上保安庁との合同訓練
- ・ 隣接する消防本部との合同訓練

目標指標

施策	指標名	現状値	目標値 (R11)
8-1	大規模災害対応における応援受援訓練	2回/年	6回/年
8-2	関係機関との連携合同訓練	6回/年	10回/年



〈緊急消防援助隊派遣時の活動状況〉



〈消防防災関係機関との合同訓練〉



〈協定締結機関との連携訓練〉

柏崎市消防本部・消防署
消防整備基本計画 第四次計画

発行年 令和8(2026)年
編集・発行 柏崎市消防本部消防総務課
〒945-0034 柏崎市三和町8番51号
TEL 0257(24)1500
FAX 0257(24)1119
E-mail shobo@city.kashiwazaki.lg.jp

